

件名	愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
主管課	長寿介護課
根拠法令等	<p>○介護保険法(平成9年法律第123号)</p> <p>○指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)</p> <p>○指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第9号)</p>
<p><b>【改正の概要】</b></p> <p>(1) 参酌等すべき国の基準省令の改正に伴う改正</p> <p>社会保障審議会介護給付費分科会の答申に基づき、基準省令の3年に一度の定期見直しが行われたことによるもの</p> <p>〔基準省令の主な改正事項〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○感染症対策の強化 感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を図るため、委員会の開催、指針の整備、研修の実施及び訓練の実施を義務付け</li> <li>○業務継続に向けた取組の強化 災害等が発生した場合であっても必要な介護サービスを継続するため、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施を義務付け</li> <li>○記録の保存等に係る見直し 介護サービス事業者の負担軽減等の観点から、諸記録の保存・交付等について、原則として電磁的な対応を認め、その範囲を明確化</li> <li>○高齢者虐待防止の推進 利用者の人権擁護、虐待防止等の観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施及び担当者の設置等の義務付け</li> </ul> <p>(2) 規定方法の変更による改正</p> <p>規定の簡素化を図り、県民に平易なものとするため、現行の転記方式(基準省令の規定をそのまま転記する方式)から引用方式(基準省令の名称を引用する方式)に移行し、本県の独自基準のみ条例で規定するよう改めることによるもの</p>	
施行日	令和3年4月1日
<p><b>【その他参考事項】</b></p>	